みんなの年金ガイド

扶養親族等申告書の提出について

今月の年金相談

12月15日(木)

10:30~12:00 13:00~15:30

(完全予約制)

12月9日(金)までに申し込みください 第1・2会議室

○所得税の課税対象となる方に順次発送されています

- ・老齢年金には、「雑所得」として「所得税および復興特別所得税」がかかります。
- ・所得税の課税対象となる方が各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を提出する必要 があります。(障害年金、遺族年金には税金はかかりません。)
- Q. 各種控除を受けるための「扶養親族等申告書」はどのような人に送られているの? →Ans.「扶養親族等申告書」は、以下の①と②の両方に該当する方に送付されます。
 - ①老齢または退職を支給事由とする年金を受けている方
 - ②受け取っている年金額が65歳未満で108万円以上、65歳以上で158万円以上ある方
 - ※退職共済年金の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の 年金額が80万円以上ある方

Q. 提出しないとどうなるの?

→Ans.各種控除を受けられません。さらに、源泉徴収税率も変わります!

年金に係る所得税額および復興特別所得税額の計算は、課税対象となる方が提出された「扶養親 族等申告書 をもとに行われています。

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、各種控除が受けられないだけでなく、源泉徴収税 率も異なります。「昨年から変更がない・扶養親族がいない・期限を過ぎてしまった」という方も 必ずご提出ください。

Q. いつ発送されるの?

→Ans.対象となる方へ平成28年8月下旬より順次発送されています。

Q. 「扶養親族等申告書」が届いたらどうすればいいの?

→Ans.「扶養親族等申告書」に書き方を説明した手引きが同封されていますの で、よく読み記入してください。

書き方が不明な場合、八雲町役場・落部支所・熊石総合支所・相沼泊川出張 所でもご案内しています。

詳しくは、お近くの「年金事務所 | へおたずねください ●

請求手続きや届け出など ねんきんダイヤル ◆問い合わせ先

20570 - 05 - 1165

函館年金事務所 ・加入手続きや納入相談など 国民年金課

20138 - 56 - 1165

役場窓□

・障害年金の請求手続きなど お客様相談室 ☎0138-82-8002 住民生活課社会係(窓口5番)

☎0137-62-2112(内線245)

態石総合支所住民サービス課

201398 - 2 - 3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。